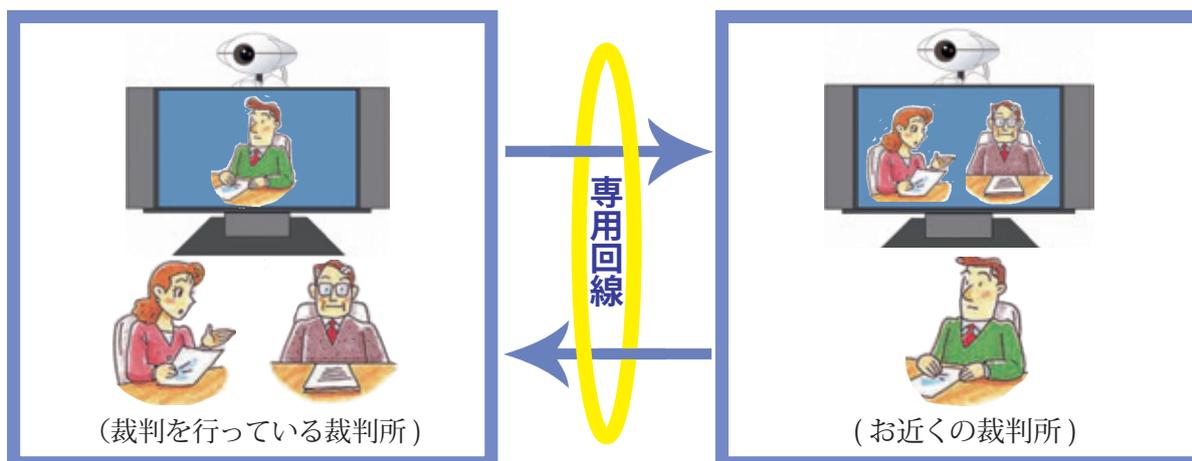


テレビ会議をご存じですか？

裁判所では、裁判の手續において、外部とはつながっていない裁判所専用の回線を用いたテレビ会議システムを利用できます。

テレビ会議とは、複数の離れた場所同士で、お互いの姿などを画面越しに確認しながら会話をすることができるものです。

裁判の手續では、関係者のプライバシーに関する情報などを取り扱うため、情報の取り扱いには慎重を期する必要がありますが、裁判所のテレビ会議は、外部とは接続していないので、情報が流出するといった心配はありません。



テレビ会議は、民事事件や家事事件における裁判の期日などで利用できます。

例えば、あなたが当事者や証人として裁判の期日に出席する場合で、その裁判所が遠方にあるようなときであっても、テレビ会議システムを利用すれば、お近くの裁判所で手続を行える場合があります。具体的には、次のような手続での利用が考えられます。

民事通常訴訟

当事者本人や証人の尋問を行う期日や、当事者双方の言い分を整理する期日（争点整理手続）などで、テレビ会議システムを利用できます。

特許権等に関する訴訟

民事訴訟のうち、特許権等に関する訴訟は、第一審を東京・大阪地方裁判所、控訴審を知的財産高等裁判所で行うことになっていますが、例えば、原告も被告も札幌の会社のケースを東京地方裁判所で審理する場合に、札幌地方裁判所のテレビ会議システムを利用することが考えられます。



知的財産高等裁判所ウェブサイト (<http://www.ip.courts.go.jp/>) では、テレビ会議システムを含めて知的財産権関係訴訟に関する様々な情報を発信しています。

労働審判手続



労働審判手続は、労働審判官（裁判官）1名と労働関係の専門家である労働審判員2名で構成された労働審判委員会が、雇用関係のトラブルについて、話し合いによる解決を試み、話し合いで解決できないときには審判を行う手続で、現在、地方裁判所本庁と一部の支部で取り扱われています。

労働審判手続でも、テレビ会議システムを利用できます。



裁判所が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の話し合いによってトラブルを解決することを目指す民事調停手続でも利用できます。

家事手続

家事事件には、夫婦や親子関係などの家庭に関する問題について、裁判官1名と一般市民から選ばれた家事調停委員2名以上で構成された調停委員会が当事者双方の言い分を聴いて話し合いによる解決を図る家事調停手続と、裁判官が提出された書類などについて必要な調査を行った上で判断する家事審判手続があります。

家事調停手続や家事審判手続では、テレビ会議システムを利用して、話し合いに参加したり、裁判官の質問に答えたりするなど、期日における手続を進めることができます。



POINT 利用を希望される場合は
ご相談ください。

テレビ会議システムは、裁判所が様々な事情から適当だと判断した場合に利用することができます。利用を希望される場合には、あなたが手続を行っている裁判所にご相談ください。